

〔類聚名義抄〕六忍如軫反シノフ〔同寸〕耐奴代反ノフカザフ

〔伊呂波字類抄〕太耐タエタリ任耐勝能通要克仔爲已上同〔同志〕忍シ

忍フ耐

〔信玄家法〕下「每事堪忍之二字可懸意事、古語云、胯下恥小辱也、成漢功大切也、又云、一朝怒失其身、伊勢平藏家訓、堪忍の事」

一堪忍とは物事をこらへる事なり、我心に我儘をしたきをこらへとほすべきなり、五常五倫の道も、堪忍の二字を不用してはをこなふ事ならず、其外何事も堪忍の心なくては善事はなす事かなはず、皆悪事をなす、萬事皆堪忍を本とすべし、主人の敵父母の敵此二つばかりは堪忍すべからず、いかにしても敵を討べし、是も其敵を討おふするまでの間は、堪忍を專にせざれば討おふする事ならぬなり、能々心得べし、堪忍は心を長くゆるやかにもたざれば、堪忍なりがたきものなり、

〔爲學玉箒〕後篇中「或問、人に對し遺恨、又は不足など出来るは堪忍せざる故なり、堪忍さへすれば、何事も和合して睦じかるべし、然れども其堪忍がなりがたしいか、心得候は、堪忍なるべきや、」

答、堪忍するは重き事なれば、必定といふにはあらず、まづは誰にても人に對し、何事によらずいひぶん出来る時、唯身に立かへりて、我が惡き故といふ事を、眞實に辨へなば、いか様の事も堪忍しやすく、いひぶんは出来まじきか、此我がわるきといふ事は、諸人常に口にはいひやすけれども、眞底より万事我があしきと知ること甚かたし、予〇鳥信手近き頃此事を感得いたしたる故、かくいふなり、

〔日本書紀〕十一「三十年十月甲申朔、遣的臣祖口持臣、喚皇后、一云和珥臣祖口千臣、爰口持臣至筒城宮、雖謁皇

忍耐例